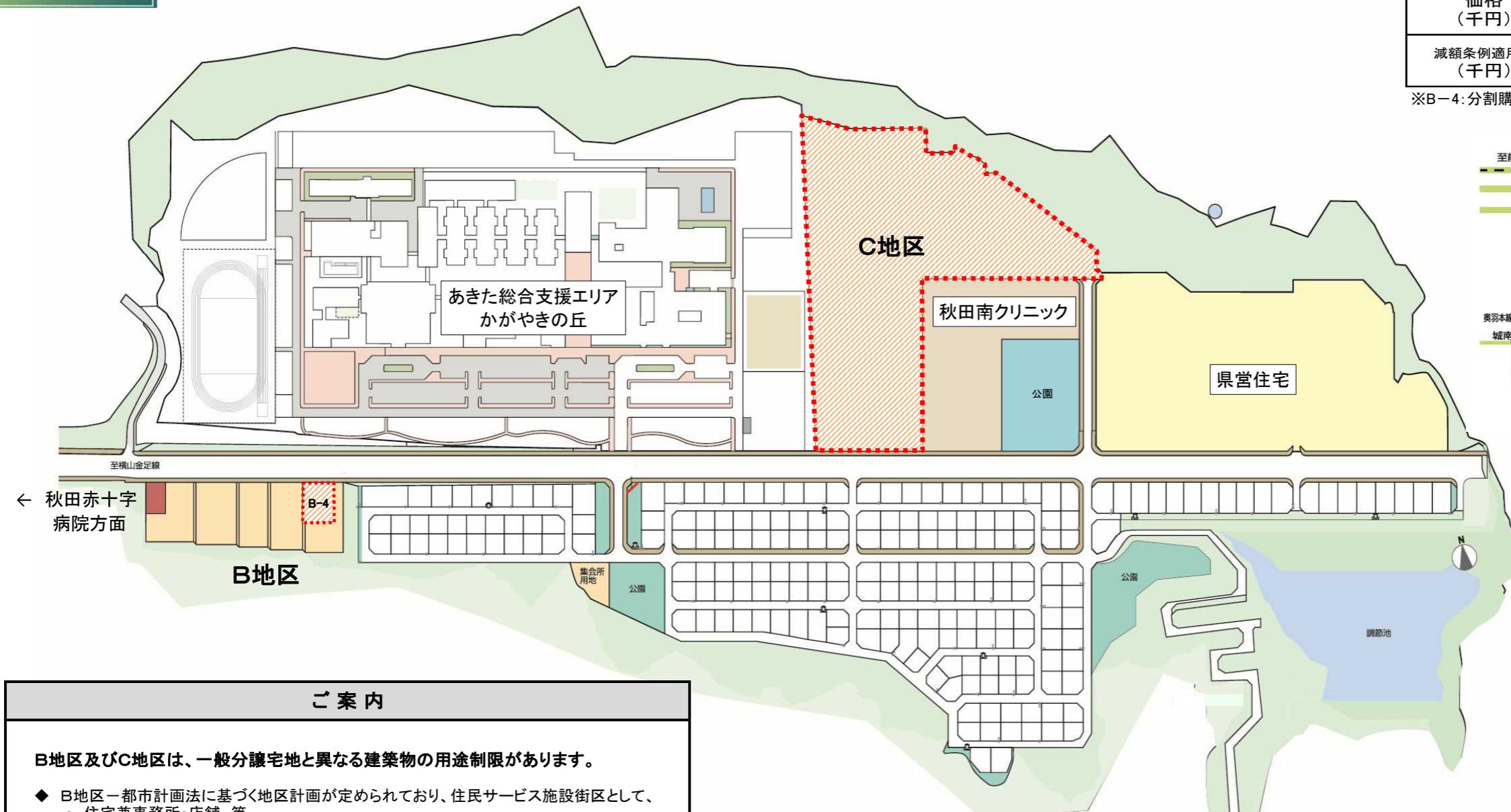




## 南ヶ丘ニュータウン(B地区・C地区)分譲案内図



ご案内	
B地区及びC地区は、一般分譲宅地と異なる建築物の用途制限があります。	
◆ B地区	一都市計画法に基づく地区計画が定められており、住民サービス施設街区として、 ・ 住宅兼事務所・店舗 等 ・ 診療所 ・ 老人福祉センター・休憩所 等の公益施設 ・ 一定規模以下の店舗・飲食店・食品製造販売・学習塾 などが、建築可能です。  たとえば、次のような方にも、検討いただけます。 ・ 資材置場が狭いため、店舗を移転したい(電気工事店、水道工事店など) ・ アトリエや工房付きの併用住宅を建てたい(ガラス工房、設計事務所など) ・ 通所授産施設用地を探している(小規模な作業所、製造所など) ・ 診療所の開業を考えている(歯科医院など)
◆ C地区	一都市計画法に基づく地区計画が定められており、福祉・医療・教育街区として、 ・ 共同住宅、寄宿舎又は下宿 ・ 学校(大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを含む) ・ 病院、診療所、老人福祉センター、児童厚生施設 などが、建築可能です。
※	上記の例示用途は一例であり、建物の用途に応じた面積や原動機出力の制限があります。 詳しくは、「南ヶ丘地区計画ガイド」をご覧いただくか、お問い合わせください。

区画	B-4	C
宅地面積 (m <sup>2</sup> )	824.32	35,865.10
価格 (千円)	8,032	185,750
減額条例適用後 (千円)	6,024	139,313

※B-4: 分割購入があつたため、購入可能区画を記載

